国民年金保険料の納付には口座振替がお得です

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。

≪令和3年度の保険料(月額16.610円)で比較≫

納付方法		1 カ月分		6カ月分		1 年分		2年分	
毎月支払		16,610円		99,660円		199,320円		398,400円	
	現金支払	【割引額】		98,850円		195,780円		383,810円	
前	【割引額】			[8]	10円】	(3	3,540円】	[14,59	90円】
納	□座振替			98,530円		195,140円		382,550円	
	【割引額】	早割	【50円】	【1,1	30円】	[2	1,180円】	[15,85	50円】

※令和4年度の保険料は月額16,590円です。

- ○早割 翌月末(納付期限)の口座振替を当月末の口座振替にすると、毎月の保険料が50円割引にな ります。
- ○6カ月分 4月分~9月分までの保険料を4月末までに納め、10月分~翌年3月分までの保険料を10月 末までに納めます。
- ○1年分 4月分~翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます
- 4月分~翌々年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます ○2年分

4月末日の口座振替による前納の受付締め切りは、**2月末日**です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちのうえ、ご希望の金融 機関、米子年金事務所で手続きしてください。

> 間 米子年金事務所 №0859-34-6111 **©**0859-54-5210 本庁住民課

税務課からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた給付金等の課税上の取り扱い

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、国や地方公共団体から支給される給付金、助成金など(以 下「給付金等」といいます。)は、支援の対象者や目的などにより、課税上の取扱いが異なります。課税対 象となるものについては申告が必要です。

1 非課税となる給付金等

- ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金など

2 課税となる給付金等

(1) 事業所得となる給付金等

- ・持続化給付金 (事業所得者向け)
- ・家賃支援給付金
- ・農林漁業者への経営継続補助金
- ・雇用調整助成金など
- ※給付金等の支給額を含めた年間収支が赤字になる場合など、必ずしも税負担が生じるものではありません。

(2) 一時所得になる給付金等

- ・持続化給付金(給与所得者向け)
- ・Go Toキャンペーン事業における給付金

· 地域振興券

- ・住環境整備支援事業における給付金など
- ※一時所得は、給付金等以外の一時所得の収入金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

(3) 雑所得となる給付金等

・持続化給付金(雑所得者向け) など

間 税務課 №0859-54-5208